
名古屋駅地区
広告付歩行者案内板の設置・運営事業
事業条件書

2021年6月
名古屋駅地区街づくり協議会

<目 次>

1. 広告付歩行者案内板の設置・運営事業について	1
2. 広告付歩行者案内板の設置・運営における原資について	1
3. 広告付歩行者案内板の設置場所について	1
4. 広告付歩行者案内板の構造等について	2
5. 広告付歩行者案内板に付加する機能等（自由提案）	4
6. 事業期間（協定期間）について	5
7. 案内板設置対象区域について	5
8. 既存の名古屋市の歩行者案内サインの撤去について	5
9. 維持管理について	6
10. 納付金について	6
11. 案内板の移設等について	7
12. 成果報告及び次年度以降の進め方に係る協議	7
13. その他	8
別途資料	9

1. 広告付歩行者案内板の設置・運営事業について

『名古屋駅地区 広告付歩行者案内板の設置・運営事業（以下、本事業とする）』は、原則として、名古屋駅地区街づくり協議会（以下、本協議会とする）が定める地点（別途資料）での整備を行うものとします。ただし、本事業の趣旨及び現況を踏まえつつ、事業パートナーにおいて効率的で効果的な設置場所や設置数の検討・提案を妨げるものではありません。

なお、設置にあたっては、設置場所や設置数について、事業パートナーの提案を踏まえ、本協議会が道路管理者および交通管理者と協議・調整を行ったのちに、本協議会と事業パートナーとの協議により具体的な設置場所を協定書により決定するものとします。

2. 広告付歩行者案内板の設置・運営における原資について

本事業において設置する広告付歩行者案内板（以下、案内板という。）については、案内板に添加する広告物による広告料を財源として、案内板の整備及び維持管理をするものとします。

3. 広告付歩行者案内板の設置場所について

- （１）設置場所は、歩道上（自転車歩行者道上を含む）としてください。ただし、道路の交差、接続、又は屈曲する部分以外の歩道上に設置してください。
- （２）設置場所は、８カ所（既存広告付歩行者案内板設置箇所（４カ所）、新規広告付歩行者案内板設置箇所４カ所）への設置を基本とし、それ以外に名古屋駅地区に訪れる人々にとって有益と考えられる場所への設置の提案を妨げるものではありません。
- （３）広告付歩行者案内板設置箇所について、地下埋設物の確認のための試掘調査により、設置が困難となった場合は、近傍へ設置場所を変更する、もしくは設置できない場合があります。試掘調査のための費用は事業者負担となります。
- （４）設置を基本とする８カ所以外の提案箇所については、関係機関（警察、沿道地権者等）との協議の結果、設置できない場合があります。
- （５）原則として、道路の縦断方向に対して平行に設置してください。また、案内板は歩車道境界から 0.25m 以上離して設置してください。
- （６）歩道の有効幅員は、3.5m 以上（自転車歩行者道にあっては 4.0m）確保してください。ただし、道路の構造又は交通に著しい支障を及ぼすおそれのない場合は、道路管理者及び交通管理者との協議により 2.0m 以上（自転車歩行者道にあっては 3.0m）とすることがある場合があります。
- （７）近傍に視覚障がい者誘導ブロックが設置されている場合には、当該ブロックとの間に十

分な離隔を確保してください。

- (8) 案内板の設置により道路上に死角を生じさせないようにしてください。ただし、死角から車道への飛び出し事故を防止するための必要な安全策が講じられたと道路管理者、交通管理者が認める場合は、この限りではありません。
- (9) デジタルサイネージ等の電光表示装置を用いる場合は、信号機から 5.0m 以上離して設置してください。

4. 広告付歩行者案内板の構造等について

(1) 構造

- ア 案内板及びその表示内容等は、信号機及び道路標識等に類似し又はこれらの効用を妨げないようにしてください。
- イ 材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離、汚損、火災、加重、漏水などにより、美観を損ない、または公衆に危険を与える恐れのないものとしてください。
- ウ 照明を使用する場合は内照式とし、明るさが運転者の視線を誘導し、又は視野を妨げないでください。デジタル機器を使用する場合も同様とします。
- エ デジタル機器を使用する場合は、非常時に、本協議会の指示に従って防災情報等の情報提供ができるようにしてください。
- オ 表示面に動きがある表示（デジタル技術を活用した案内表示など）や電飾、電光表示装置を用いた表示を提案する場合は、その表示面は原則歩行者側のみとしてください。
- カ 音声を使用する場合は、音響付信号機等に影響を及ぼすなど交通の安全と円滑に支障を与えるおそれがないものとし、音量など周辺環境に十分配慮したものとしてください。ただし、都市景観形成地区内では、景観形成基準に従い音声は使用しないものとします。

- (2) 大きさは、高さは 3m 以下とし、柱部分を除く表示部の鉛直投影面積は 3 m²以下としてください。

- (3) デザインについて、街並みの景観に配慮したものであることとします。

(4) 地図の内容及び配置

- ア 歩行者向けの案内板であることから、歩行者用の周辺案内地図を見やすい位置に配置してください。周辺案内地図の表示範囲は、案内板の設置位置を中心に 0.8～1.0km の範囲が望ましい範囲としますが、より望ましいと考えられる範囲があれば、ご提案ください。なお、配置位置等については、「名古屋市福祉都市環境整備指針」P264「近くから視認す

るサインの掲出高さの考え方」も参考にしてください。

イ 周辺案内地図など広告部分以外へ文字を記載する場合は、日本語及び英語を含む2か国語以上としてください。

ウ 周辺案内地図とは別に、広域図を表示してください。

エ 周辺案内地図の凡例には、地図内で用いられているピクトグラム及びピクトグラムが表わすものの名称を表示してください。なお、ピクトグラムが表わすものの名称は、4か国5言語表記（日本語、英語、中国語（簡体・繁体）、ハングル）としてください。

オ 地図内には、退避施設・一時退避施設の表記をしてください。また地図外等に防災アプリの説明文及び二次元バーコードを記載してください。

※退避施設などについては、避難誘導マップ（名古屋駅周辺地区）を参考としてください。

（参考URL <http://www.city.nagoya.jp/bosaikikikanri/cmsfiles/contents/0000063/63026/manual.pdf>）

カ その他、来街者へのわかりやすい案内とするため、近隣地域の主要地点（四間道、柳橋市場、ささしまライブなど）を記載するなど、その工夫についてご提案ください。また、名古屋駅地区街づくり協議会より要望する場合があります。ご提案、協議会からの要望については、双方の協議の上で決定するものとします。

（5）原則、歩行者案内サインマニュアル 第3次改定版（名古屋市）、名古屋駅地区サイン設置ガイドブック（本協議会）に準じてください。

（6）広告

ア 広告物等は、デザイン的に優れるとともに、街並みとの調和や周辺環境への十分な配慮を行うもので、公共空間等に表示又は設置するものとしてふさわしいものとします。また、表示を変更するごとに、あらかじめ都市景観室と協議を行いその指導に従うとともに、屋外広告物条例に基づき許可を受けてください。

イ 広告物部分の大きさは、表面（地図等の案内表示面）は表示面積全体の3分の1まで、裏面は3㎡以下とし、裏面の広告は1つの面に対し細切れに掲載するのではなく、面全体を活用するようなデザインとしてください。

ウ 信号機及び道路標識等の効用を妨げるような表示内容等は不可となります。

エ 広告物については、案内板の幅や高さの範囲内のものとしてください。

オ 広告は、名古屋市広告掲載要綱（名古屋市）、名駅地区の公共広告における屋外広告デザインガイドライン（本協議会）に記載される事項を遵守してください。広告主及び広告の内容については、名古屋市所管課及び本協議会の承認を得ることが必要となります。また、審査の結果によっては、広告内容の差し替えや変更が必要になることがあります。

カ 広告の表示期間は同一意匠につき原則三か月以内としてください。同一企業による広告掲出を妨げるものではありません。季節に応じてデザインを変更するなど、街の賑わい創

出への工夫を行ってください。

キ 広告の内容に関する一切の責任は事業パートナーが負うものとします。また、広告により、本協議会及び第三者が損害を被った場合については、事業パートナーが賠償するものとします。

ク 表示面に動きがある広告（デジタル技術を活用した動画広告、スクロールの挙動が入る広告など）や電飾、電光表示装置を用いた広告を提案する場合は、道路管理者・交通管理者との個別協議が必要となります。

ケ 広告に音声を使用する場合は、音響付信号機等に影響を及ぼすなど交通の安全と円滑に支障を与えるおそれがないものとし、音量など周辺環境に十分配慮したものとしてください。ただし、都市景観形成地区内では、景観形成基準に従い音声を伴う広告物は表示しないものとします。

（７）その他

ア 夜間においても、歩行者からの視認性が高まるようにしてください。

イ 案内板には緊急時等の対応が可能な事業パートナーの連絡先を記載していただきます。

5. 広告付歩行者案内板に付加する機能等（自由提案）

（１）案内板を利用する来街者などに対して、来街者の行動の利便性の向上、本協議会が実施するエリアマネジメントの取組を支援する機能等を提案してください。

（例）

- ・現在地から徒歩での時間範囲を示す
- ・緊急避難広場への案内など災害時に関する情報の提供
- ・ICT の活用による幅広い情報提供（QR コード等による情報取り込み、デジタルサイネージ、無料公衆無線 LAN、AR・VR による観光・災害情報発信、多言語対応など）
- ・他の情報伝達手段との連動（観光マップなど）

（２）無料公衆無線 LAN の整備を予定する場合は、整備可能な基数を明確にお示してください。
なお、無料公衆無線 LAN の利用者数の特性について、月別等により集計し、その結果を可視化させてください。

（３）その他の取り組み

本事業の実施に伴い、本協議会が実施するエリアマネジメントの取組を支援する機能等についてご提案いただける場合、その提案内容について記載してください。

6. 事業期間（協定期間）について

- (1) 事業期間は案内板の協定の締結から 2028 年 3 月末日（名古屋駅前整備工事終了年度）を予定しています。なお、名古屋駅前整備工事期間が変更となった場合は、事業者との協議により事業期間を見直すことがあります。ただし、道路占用許可及び道路使用許可が下りることが条件となります。
- (2) 事業期間が満了した場合は、事業パートナーにて本事業において整備した案内板を撤去し、原状復旧を行ってください。ただし、その他の方法を本協議会及び道路管理者が認める場合はこの限りではありません。

7. 案内板設置対象区域について

- (1) 設置対象区域
本事業における案内板の設置対象区域は、国家戦略道路占用事業の適用区域内です。
- (2) 設置箇所
国家戦略道路占用事業の適用区域内の本協議会が指定する場所（8 カ所）への設置を原則とします。
その他、国家戦略道路占用事業の適用区域内に限り、名古屋駅地区に訪れる人々にとって有益と考えられる場所への設置の提案を妨げるものではありません。

8. 既存の名古屋市の歩行者案内サインの撤去について

本事業における案内板の設置場所に、名古屋市歩行者案内サインが設置されている場合は、名古屋市歩行者案内サインを事業パートナーが撤去するものとし、これに要する費用は事業パートナーの負担とします。なお、近接する場所に既存の名古屋市歩行者案内サインが設置されている場合については、名古屋市と協議の上、撤去の有無、撤去の場合の撤去者を決定し、速やかに撤去を行うものとしします。

9. 維持管理について

- (1) 案内板を清潔で破損がない状態に保つため、案内板やその周辺の清掃等、維持管理計画を提案してください。
- (2) 案内板の破損、汚損等による復旧等、すべての維持管理に係ることは事業パートナーが行うものとし、費用については、事業パートナーの負担とします。また、案内板により第三者に損害を与えた時も、事業パートナーにより適切に措置をし、その費用についても事業パートナーの負担とします。
- (3) 来街者への適切な案内を実施するため、年1回程度の地図面の更新を本協議会との協議を経た上で行うこととします。その費用については事業パートナーの負担とします。

10. 納付金について

- (1) 事業パートナーは、事業期間中の毎年度末に本協議会が指定する様式にしたがって決算書を作成し、本協議会と協議、確認後、協定書に明記された額を1か月以内に納付金（まちづくり支援金）として納付してください。
- (2) 納付金の金額は、本協議会が原則として設置を求めている8基については、1基あたり20万円／年以上とします。原則として設置を求める8基以外の設置する案内板の納付金については、額の規定はありません。
なお、納付金の具体の額については、事業採算性を考慮し、算出根拠を提案書に、原則として設置を求めている8基、それ以外に区分して明記してください。提案の納付額をもとに本協議会との協議の上、納付額を決定し、協定書に明記します。
- (3) 協定書に明記された納付金については、事業期間中の事業収支に関係なく、毎年定額を納付して頂きます。なお、事業期間中に案内板の増減設があった場合は、本協議会との協議の上、納付額を再協議するものとします。

11. 案内板の移設等について

- (1) 案内板の移設については、原則として原因者の負担としますが、道路管理者からの要請、その他やむを得ない事由等により案内板の移設が必要になった場合は、事業パートナーの責任と費用で行ってください。

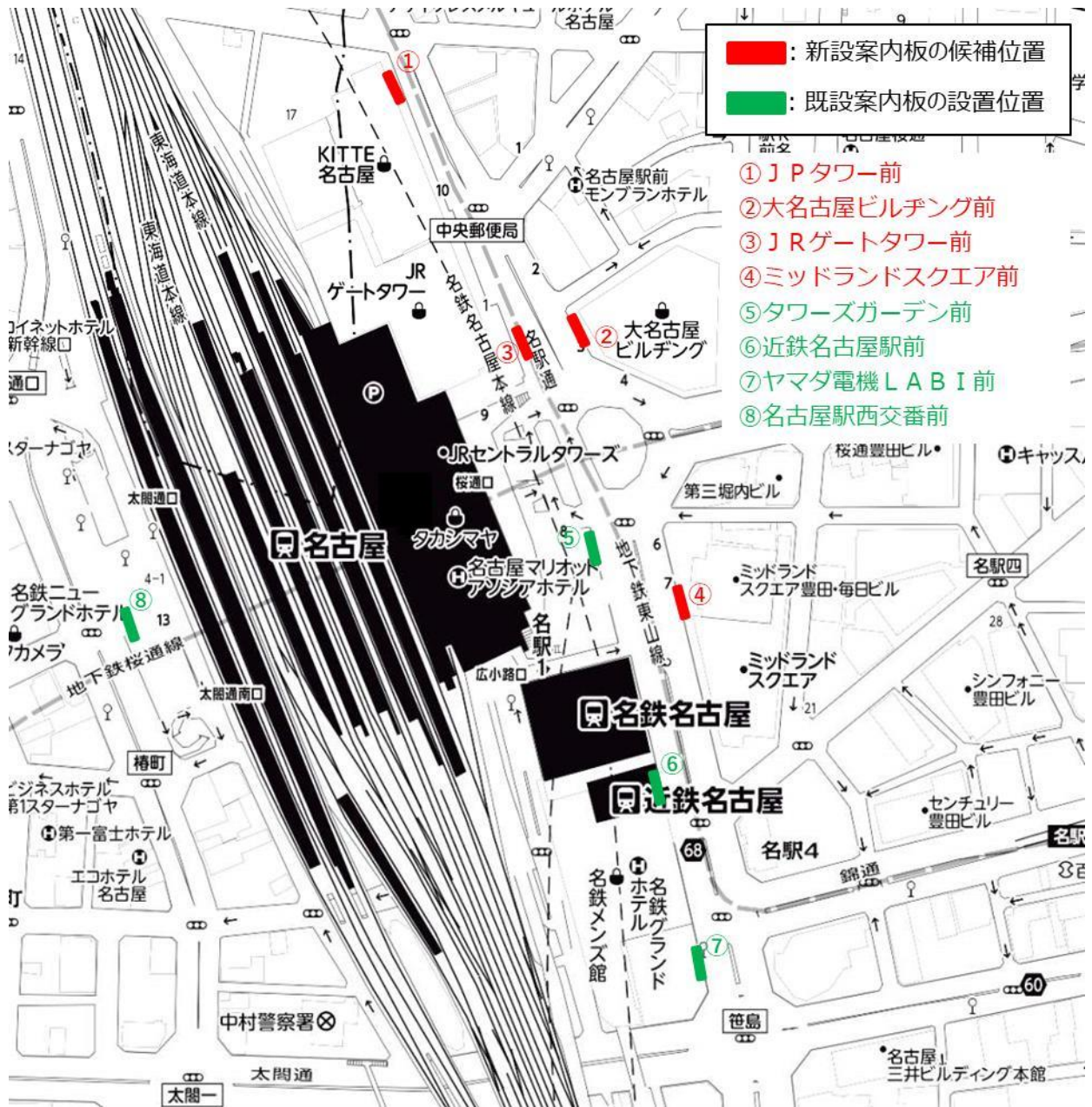
名駅通と桜通が接続する交差点及びその周辺では、道路や駅前広場の再整備に伴う工事が予定されています。この工事に伴い一部の案内板は移設が必要となることがあります。このため、名駅通と桜通が接続する交差点に近接して設置する案内板については、移設が可能な構造としてください。なお案内板の移設に伴う費用は、原則、当該工事の原因者が負担する予定です。

- (2) やむを得ない事由により案内板を撤去する場合は、本協議会と協議の上、事業パートナーの責任と負担において撤去し、原状回復を行ってください。

12. 成果報告及び次年度以降の進め方に係る協議

- (1) 案内板等の整備完了後、速やかに成果報告を行ってください。
- (2) 地図情報・広告物の更新情報や無料公衆無線 LAN の運用情報（設置する場合）、維持管理方法の報告等について、年度末に 1 回本協議会に報告し、次年度以降の進め方を本協議会と協議してください。報告様式は、任意とします。
- (3) 各年度末には、成果報告を行ってください。成果報告の内容は、下記の通りとします。
- このうち、オについては、本協議会が指定する様式に従って報告して頂きます。
- ア. 案内板設置業務実績（案内板の仕様、設置、利用に関すること）
 - イ. 案内板運営業務実績（案内板の運営にあたっての職員体制、職員研修に関すること）
 - ウ. 維持管理業務実績（点検、補修等に関すること）
 - エ. 破損・事故・苦情及び問合せ対応状況
 - オ. 事業収支報告
 - カ. 事業改善報告

■ 広告付歩行者案内板設置位置（予定）



■ 国家戦略道路占用事業の適用区域と既設の広告付歩行者案内板の位置

